

統計研究参考資料

No. 29

アメリカ農業労働統計データ
の諸源泉（最新版）
（翻 訳）

1987年11月

法政大学

日本統計研究所

目 次

概 要	1
略 語	2
I はじめに	3
II 農業労働統計データの主要な源泉	5
1. 事業所調査	8
(1) 農業センサス	8
(2) 農業労働力調査	10
(3) 農場費用・報酬調査	12
2. 世帯調査	13
(1) 10年ごとの人口センサス	13
(2) 人口現況調査	16
(イ) 毎月調査	16
(ロ) 農場人口データ	18
(ハ) 年次人口統計ファイル	18
(ニ) 雇用農業労働力調査	19
(ホ) 農業部門生産性データ	20
3. 行政上の記録データ	21
(1) ES-202 計画	21
(イ) 労働統計局—失業保険計画が包含する雇用データ	21
(ロ) 経済分析局—農業雇用・所得データ	23
(2) 社会保障計画	24
(イ) 郡レベル企業形態データ	25
(ロ) 社会保障計画の農業労働者統計	25
(3) 連邦租税申告書	26
III その他種々のデータ源泉	28
1. 所得・計画参加調査	28
2. 臨時外国人(H-2)農業労働者データ	30
3. 入国帰化局の国外追放外国人データ	31
4. 農繁期農業労働者報告	31
5. 農業労務請負人データ	32

6. 農業部門の生産・効率の統計	33
IV データ諸源泉間の相違点	34
1. 概念と定義	36
2. 集団の領域とデータ種目による入手可能性	38
3. 対象の範囲	39
4. データ収集の頻度	40
5. 年齢基準	40
6. 就業の対象期間	41
7. 公表されるデータ以外のその他のデータの利用可能性	41
参考文献	42
付 録——標準産業分類（S I C）	44
訳者あとがき	48

概 要

農業労働統計データは合衆国農業の成果を検証し、農業労働者の経済的福祉を点検し、農業労働者計画に対する資金配分にとって必要な情報を与える。

農業雇用にかんする情報はまた、移民法改正、職業上の安全と健康、所得や賃金の安定、技術的発展の農業雇用におよぼす影響といったような農業労働政策の諸問題を検討するためにも利用される。また、農業純所得の正確な推定のためには農産物生産費の一部としての労働費にかんする信頼しうるデータが必要である。

農業雇用データは次の三つの主要な源泉からでてくる。すなわち、(1)労働者を供給する世帯、(2)労働者を雇用する事業所、(3)雇用関連計画を管理する政府諸機関である。

この報告書は、農業就業のいくつかの側面、農業支出額、賃金又は労働時間にかんする情報を含む20のデータ源泉について検討している。これらの源泉のすべてが定期的ペースで収集される全国レベルのデータを報告している。

「10年ごとの人口センサス」あるいは「人口現況調査」(CPS)による世帯データは、農業従事者およびそれらの世帯員にかんする人口統計上、経済上、就業上の特徴についての詳細な情報を与える。

「農業センサス」あるいは農務省の「農業労働力調査」(FLS)による事業所のデータや雇用主のデータには職場すなわち農場の性格にかんする統計が含まれている。

「失業保険計画」あるいは「社会保障計画」といった政府の雇用関連計画の行政上の記録データは一般に雇用主から得られる。これらのデータが収集される領域は個々の計画が及ぶ範囲に限られている。本書において検討したデータ源の間においても、農業雇用の人数や農業労働支出額の推定値は調査方法、定義、データ収集手続、データ収集時期のちがいに応じて異なる。

情報を収集するのに用いられた方法について検討すれば、各データ源の間での推定値のいくつかの相違点について一般的説明を与えることができる。

本書で検討したデータ源の多くはつぎに述べるような難点をもっている。すなわち、(1)地域的細別が限られていること、(2)サンプルサイズが小さいこと、(3)データ収集の回数が少ないこと、(4)対象集団の領域に農業労働者の大きな部分が含まれていないことである。

—そうタイムリーで、かつ、地域的にもっと細別化された正確な情報が収集されるならば合衆国農業にかんする将来の政策および計画の発展は促進されるはずである。

略 語

A D F—Annual Demographic File	年次人口統計ファイル
B E A—Bureau of Economic Analysis	経済分析局（商務省）
B L S—Bureau of Labor Statistics	労働統計局（労働省）
C B P—County Business Patterns	郡レベル企業形態
C P S—Current Population Survey	人口現況調査
C W H S—Continuous Work History Sample	継続的職務経歴サンプル
E R S—Economic Research Service	経済調査局（農務省）
E T A—Employment and Training Administration	雇用訓練局（労働省）
F C R S—Farm Costs and Returns Survey	農場費用・報酬調査
F I C A—Federal Insurance Contributions Act	連邦保険拠出金法
F U T A—Federal Unemployment Tax Act	連邦失業税法
H—2—Temporary Foreign Worker	臨時外国人労働者
H F W F—Hired Farm Working Force	雇用農業労働力
I N S—Immigration and Naturalization Service	入国帰化局（司法省）
I R S—Internal Revenue Service	内国税収入局（財務省）〔国税庁〕
M S P A—Migrant and Seasonal Agricultural Worker Protection Act	移動・季節農業労働者保護法
N A S S—National Agricultural Statistics Service	全国農業統計局（農務省）
S I C—Standard Industrial Classification	標準産業分類
S I P P—Survey of Income and Program Participation	所得・計画参加調査
S S A—Social Security Administration	社会保障局（厚生省）
U S D A—U.S. Department of Agriculture	合衆国農務省

I はじめに

農業労働者の雇用および賃金の特徴にかんする詳細なデータは、職業上の安全と健康〔5〕移民法改正〔4〕、所得と賃金の安定〔1, 7, 17〕、労働者組織と団体交渉〔8〕、技術開発の農業雇用への影響〔6, 11〕を含む農業労働政策の諸問題の検証のため利用されてきた。⁽¹⁾

農業労働統計データは、また農業労働計画〔15, 26〕を発展させ、評価し、資金を配分するのにも利用されてきた。

農業就業および総労働時間の水準と傾向にかんする情報は農業部門の労働生産性や生産性の変化を測定するのに欠かせないものである〔3, 20, 21〕。

個人および世帯のデータは農業従事者の人口統計上の特徴や経済的福祉を検討するのに利用されてきた〔14, 18, 24, 30〕。

おわりに、正確な農業所得の推定のためには、農産物生産費の一部としての労働費にかんする信頼しうるデータが必要である〔16, 19〕。

本書は農業労働力のいろいろな構成要素と特徴を分析するうえできわめて有益な各種のデータの源泉を点検し詳述し比較している。

我々がこの研究を企図した理由は、農業労働統計データにかんする現存の検討結果〔2, 9, 12〕が時代おくれになってしまったこと、および、それが主要な源泉のすべてを含んでいないからである。現存の検討結果が完成されたのちに、いくつかのデータ源はデータ収集の頻度、サンプルサイズ、統計の信頼性、定義上の概念などの点で変化してしまった。⁽²⁾

我々は、また、以前の検討作業には一般に含まれておらず、また、ほとんど知られていないデータ源のいくつかについても考察している。

データ源泉として本書にとりあげた基準は以下のとおりである。(1)データが農業就業のなんらかの側面、農業労働支出額、賃金、労働時間を計量していること。(2)データが一般公衆にとって全国レベルで利用可能（かならずしも公表されなくとも）であること。(3)データが定期的に収集されていること。

(1) 文中の〔 〕内の数字は本書末に掲げた参考文献の番号を示す。

(2) たとえば、合衆国農務省の「農業労働力調査」(FLS)はサンプルサイズ、データ収集の頻度の点で1981年以来2回変更された。また、農務省の「雇用農業労働力」(HFWF)データは現在、毎年ではなく隔年に収集され公表されている。そして、この調査は、現在、雇用農業労働者ばかりでなく農場経営者と無給従事者についての情報も収集している。「社会保障計画」のデータにもとづく農業労働者推定の基礎をなす行政の枠組も、1977年以後かなり変化してしまった。社会保障局(SSA)はいまだではもはや農業労働者のデータを発表していない。

本書は定義、データ収集および推定の手続き、各データ源の内容を検討している。そして農業労働統計データの様々な源泉を比較するため詳細な一覧表を作成した。

又、その他の種々のデータ源について論じた章では、それほどはっきりと定義されてもおらず、また、事実資料の裏づけをもつともいえないもの、たとえば、季節農業労働者、農業労務請負人、不法入国外国人労働者といった農業雇用のもっぱら特殊なタイプに関連するいくつかのデータ源について論じている。

さらに、データ諸源泉の間の関係を述べた章では、農業労働統計データを、それぞれの主要なデータ源から検討している。そして、利用者が様々なデータ源を比較したり、評価したりするさいに考慮すべき相違点について示唆を与えている。

データの利用者は各章末にリストされた参考文献を読まれるならば一層くわしい情報を得ることができるであろう。参考文献のうち*印をつけたものは、調査方法およびデータ収集手続にかんする情報を含む出版物である。

Ⅱ 農業労働統計データの主要な源泉

農業労働統計データの収集、普及、利用は農業という産業の構造およびその従事者の特性と関連したいくつかの要因によって複雑なものになっている。

農業生産は全国にわたって広く散らばっており、報告単位となりうるもの（農場、牧場、農業サービス事業体）は多数である。そして就業のピークは商品や地域のタイプによって大きな変動があり、又、農業就業には一般にかなりの季節的変動がある。

このようなわけで、農業就業データによって与えられる推定数字は、収集の時期いかに、又、1週間あるいは1年をつうずる就業のデータであるかどうかにより異なる〔29〕。

自営就業および無給の家族就業は明確に規定し測定することの困難な概念である。この問題はパートタイム就業やホビー農民、共同経営、それに加えて、農業経営主やその家族員による多角的就業により一そう複雑なものになっている。

データの収集や利用にかんする問題は、又、農業、農場、農民、農業労働者の定義の変更によってさらに輪をかけられている〔9〕。

おわりに、農業労働統計データは農業において働いている莫大な数の非合法外国人によって影響をうける。データ収集の時期と方式からして、多分、ある農業労働データ源は別のデータ源とくらべて非合法外国人を含んでいるであろう。⁽³⁾

農業労働統計データの主要な源泉は世帯、事業所、政府機関の3つである。世帯データは農業従事者とその他の世帯員の人口統計上、経済上、就業上の特徴にかんする詳細な情報を与える。

事業所あるいは雇主のデータは一般に仕事場すなわち農場の特徴にかんする詳細なデータを与える。

雇用関連計画を実施する政府諸機関の行政記録は、典型的には、雇主から得られるデータを与える。この情報は一般に他の源泉から得られるものよりも包括的ではない。なぜならば個々の計画は、普通、農業労働の全領域におよばないからである。

データの諸源泉はデータ収集に責任をもつ連邦機関、対象の範囲、地理的細分のでいど、データ収集あるいは公表の頻度などの点でそれぞれ異なる。（表1）

ここで検討するデータ源は様々な対象について情報を収集している。たとえば、農場、農

(3) たとえば、農業労働者に対する年総支出額を測定するデータは、多分、非合法外国人に対する支出を含んでいるであろう。冬期の月に収集された雇用統計のデータには、合衆国内で農業労働に従事したが、データが収集される以前に故国に戻ってしまった外国籍の人々は含まれないであろう。

表1 農業労働統計データの主要な源泉とデータの性格

データシリーズ	責任をもつ連邦機関	対象の範囲	地域的細別の程度	データ収集の頻度
I 事業所調査データ				
1) 農業センサス	商務省センサス局	サンプル農場	郡	5年ごと
2) 農業労働力調査	農務省全国農業統計局	サンプル農場	州/地域	4半期
3) 農場費用・報酬調査	農務省経済調査局-全国農業統計局	サンプル農場	地域	毎年
II 世帯調査データ				
1) 10年ごとの人口センサス	商務省センサス局	サンプル世帯	郡	10年ごと
2) 人口現況調査				
(i) 毎月調査	商務省センサス局-労働省労働統計局	サンプル世帯	州①	毎月
(ii) 農場人口	商務省センサス局-農務省経済調査局	サンプル世帯	州①	毎年②
(iii) 3月の年次人口統計ファイル③	商務省センサス局	サンプル地帯	州①	毎年
(iiii) 雇用農業労働力調査	商務省センサス局-農務省経済調査局	雇用農業労働者のいるサンプル世帯	州①	2年ごと
(v) 農業部門生産性データ	労働省労働統計局	サンプル世帯	合衆国	4半期
III 行政記録データ				
1) ES-202計画				
(i) 労働統計局-失業保険計画が包含する雇用データ	労働省労働統計局	失業保険計画が包含する雇主のセンサス④	郡	毎月
(ii) 経済分析局-雇用・所得データ	商務省経済分析局	自営業および失業保険計画が包含する雇主のセンサス⑤	郡	毎年②
2) 社会保障計画				
(i) 郡レベル企業形態データ	商務省センサス局	社会保障計画に提出している農業サービス業雇主	郡	毎年
(ii) 社会保障計画の農業労働者統計	厚生省社会保障局	社会保障計画に提出している農業労働者のサンプル	州	毎年
3) 連邦租税申告書データ	財務省内国税収入局	サンプル農場	州	毎年

① 州データは入手可能だがサンプルサイズが小さく推定の信頼度が低いので公表されない。

② 毎月のデータを基礎にしているが公表されるのは年平均である。

③ 「人口現況調査」(CPS)の3月付世帯調査から編集される「年次人口統計ファイル」

④ 農場および農業サービス業事業所を含む。

⑤ 農場および農業サービス業事業所を含む。経済分析局はいくつかの州において失業保険計画に含まれない雇主の推定をしている。

表2 農業労働統計データの主要な源泉とデータの種類

	就 業 デ ー タ				労働支出又は支払給与総額データ				労働の収入と時間のデータ		
	自営又は 農場 経営主	賃金・俸 給労働者	無給従事 者(家族 その他)	農場請負 労働者お よび(また は)農業 サービス 業労働者	賃金・俸 給労働者	農場請負 労働者お よび(また は)農業 サービス 業労働者	現物支給 および雇 主供与の 付加給付	請負作業 および 機械賃借 ①	時間賃金	週あたり 従事時間	年 収 入
I 事業所調査データ											
1) 農業センサス	×	×	—	—	×	×	—	×	—	—	—
2) 農業労働力調査	×	×	×	×	—	—	—	—	×	×	—
3) 農場費用・報酬調査	—	—	—	—	×	×	×	×	—	—	—
II 世帯調査データ											
1) 10年ごとの人口センサス	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	×
2) 人口現況調査											
(i) 毎月調査	×	×	×	—	—	—	—	—	×	×	×
(ii) 農場人口	×	×	×	—	—	—	—	—	×	×	—
(iii) 3月の年次人口統計ファイル	×	×	×	—	—	—	—	—	—	×	×
(iv) 雇用農業労働力調査	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	×
(v) 農業部門生産性データ	×	—	—	—	—	—	—	—	×	×	×
III 行政記録データ											
1) E S - 202 計画											
(i) 労働統計局-失業保険計画が包 含する雇用データ	—	×	—	×	×	×	×	—	—	—	—
(ii) 経済分析局-雇用・所得データ	×	×	—	×	×	×	—	—	—	—	×
2) 社会保障計画											
(i) 郡レベル企業形態データ	—	—	—	×	—	×	—	—	—	—	—
(ii) 社会保障計画の農業労働者統計	—	×	—	—	×	—	—	—	—	—	×
3) 連邦租税申告書データ	—	—	—	—	×	—	×	—	—	—	—

注) ×は年推定値; ×*は調査週のみ推定値; —はデータ利用不可能を示す。

① 請負作業には散布、脱穀、コンバイン収穫のような活動を含む、そのさい設備を労働力の使用に対し結合した料金が個人に支払われる。

② 機械賃借支出、機械・設備賃借料、請負作業を含む。これを別々に報告していない。

③ 賃金・俸給労働者にかんするものにかぎる。

④ 自己所有農場の純所得のみが利用しうる; そのほかの従事者全体の年収入データは報告はされているが特定の仕事には結びつかない。

⑤ 調査週のあいだの賃金・俸給労働者の週収入はこのソースから入手しうるが公表されない; その他の年収入データは利用できない。

⑥ データは全体の農業就業についてのものであって自営、賃金・俸給労働者、無給従事者についての情報を別々に報告していない。

⑦ 年収入推定値は農場経営者、農業賃金・俸給労働者、農業サービス業賃金・俸給労働者について別々に利用できる。

⑧ 賃金・俸給労働者と請負労働者にかんする支出を含み、これらのグループについて支出を別々に報告していない。

場居住世帯、自営業世帯、雇用労働者世帯、失業保険計画に含まれる農業雇主、社会保障計画に拠出している農業サービス業雇主、社会保障計画に拠出する農業従業員といったものである。

世帯と事業所の就業データは悉皆センサスというよりむしろサンプルに基礎をおいている。

雇主に係る行政上の記録データはしばしば悉皆センサスに近似している。しかし、包含される人口は計画の規定するところにより制限を受けるであろう。

これらの源泉はすべて国全体についての計量を与える。また、あるものは郡、州、地域にかんする追加のデータを与える。

データ収集の頻度は毎月というものから10年に1度のものにまでおよんでおり、様々な就業データシリーズ相互間でかなりの相違がある。各データシリーズから入手しうる特定のタイプのデータ（かならずしも公表されない）を、就業データ、労働支出または給料支払額データ、収入と時間のデータという3つの総括的な農業データ項目にまとめて要約したものが表2である。

1. 事業所調査 (Establishment Surveys)

事業所データは直接に農業雇主から収集される。事業所データの主要な源泉は「農業センサス」、農務省「農業労働力調査」、農務省「農場費用・報酬調査」である。

(1) 農業センサス (Census of Agriculture)

「農業センサス」は全国の農・牧場にかんする定期的な統計報告であって、農場土地、面積、土地利用、経営主の性格、生産費用、機械・設備、農産物在庫・生産・販売のデータを与える。「農業センサス」は1840年以来、センサス局により、もともとは郵送によって定期的に行われてきた。データは合衆国、50の個々の州、3000以上の郡またはそれと同等の区分について公表されている。

データは、また一般用のコンピュータ・テープによっても利用できる。そして公表された統計または一般用テープによっては満たされない特殊な要求をもつ利用者に対しては、センサス局が特別の統計表を作成している。

大部分のデータはすべての特定された農・牧場経営者から収集される。しかしながら、雇用労働支出、請負労働支出、雇用農業労働者数についての情報を含む若干の特定項目は20%サンプルから収集される。このサンプルは1982年には約45万の農業経営者から成っていた。

1982年「農業センサス」はセンサス調査年に1000ドル以上の農産物を売ったか、又は売る

のが通常とみられるすべての場所を農場として特定している。

「農業センサス」による農業就業データは、次の部類に分かれる。すなわち、農場経営者の数と特性、年間に雇用された雇用労働者数、労働者を雇用した農・牧場での労働支出データ、請負労働、機械賃借・請負作業の支出データである。

農場経営者にかんする情報とは毎日の農業の決定に対し主要な責任をもつ人についてのものである。経営者は所有者、所有者の世帯員、俸給を貰う管理人、小作人、借地人、シェアロッパーでありうる。しかしながら、共同経営の場合には経営者の一方だけが教えられる。

報告される経営者の特性とは人種／民族、年齢、性別、居住場所、主な職業、センサス調査年の間の農外労働日数である。データは無給の家族従事者については報告されない。農業センサスは、個々の農場において、1年の間に150日以下働く雇用労働者の数についても、150日以上働く雇用労働者の数についても情報を収集する。1年の間に1人以上の雇主に雇われる農業労働者は1回以上数えられるであろう。

「農業センサス」は雇用農業労働者の労働時間または受取賃金にかんする情報は与えない。又、請負労働あるいは請負作業に関わる労働者数を報告しない。

「農業センサス」は3種の労働支出データを与える。第一に、雇用労働支出データには、賃金・俸給総額、手数料、ボーナス支払、控除前の休暇手当、社会保障税、健康・生命・雇用保険、雇主により支払われるそのほかの給付金が含まれる。第二に、請負労働支出には、労務請負人、請負チームリーダー、あるいは協同組合により請負にもとづきなされる作物の収穫や羊毛刈込みといったような労働に対して支払われる費用が含まれる。これには土地清掃とか建物の修理・保守といった資本価値増加のため請負人に支払われた金は含まれない。第三に、請負作業、機械賃借、機械設備賃借の支出には、設備使用の費用や飼料挽き、とうもろこしのコンバイン収穫、摘みとり、乾燥、吹きつけ、散布、施肥といった請負作業に対する支出を含む。

以上の労働支出データは、土地所有、経営組織、経営主の年齢と主な職業、農場規模、農産物販売額、標準産業分類による農業生産種類別といった各種の農場別および経営主の特性別に分類されている。

耕種と畜産については4桁の細分類まで利用しうるが、大部分のデータは2～3桁の水準で公表されている。データは農業サービス業〔SIC 07〕については利用できない。

(農業関係の標準産業分類の詳細については付録参照のこと)

参考文献：

- * (4) 商務省センサス局, 1982農業センサス VOI 1 : 地域別報告書, 州および郡データ, シリーズ AC 82-A-1~54
- * 商務省センサス局, 1982農業センサス VOI 2 : 課題別報告書, 統計の地図表示
- * 商務省センサス局, 1982農業センサス VOI 2 : 課題別報告書, 適用範囲の検討
- * 商務省センサス局, 1982農業センサスおよび関連統計の手引 1984年 4 月

(2) 農業労働力調査 (Farm Labor Survey)

農務省全国農業統計局 (NASS) は農業就業, 就業時間, 支払賃金にかんする情報をうるため農業雇主に対して「農業労働力調査」を実施している。農業サービス業労働者の人数, 就業時間, 賃金にかんする統計も収集されている。

農業サービス業の労働とは料金と引きかえに, あるいは請負にもとづきなされる労働である。

「農業労働力調査」は, 1984年 7 月以降, カリフォルニア, フロリダ, ハワイ, テキサス, オクラホマ, アリゾナ, ニューメキシコの 5 つの地域において年に 4 回 (1 月, 4 月, 7 月, 10 月), 残りの州では年に 3 回行われている。

農業就業の推定値は 3 つの州, 15 の地域および全国について公表される。農業サービス業労働者の推定値はカリフォルニア, フロリダおよび全国について公表される。

1982 年と 1983 年については, 全国農業統計局は毎年 1 回調査を行ない, 7 月の 1 週間をとおして情報を収集した。それ以前の 1974 年から 1981 年第 2・四半期の間は毎四半期ベースで 1910~74 年の間は毎月ベースで調査が行われていた。

「農業労働力調査」のデータは調査の方法と概念の変更のゆえに長期間にわたる厳密な比較はできない。「農業労働力調査」の就業データはリスト・フレームおよび地域抽出フレームの双方を使用する多重フレーム確率調査にもとづく。調査の推定値は州または地域の全体に拡張される。リスト・フレームは労働者を雇うとみられる雇用主を含む層化確率標本である。

地域フレームは全国の全土地単位を含んでおり, リスト・フレームの不十分さを補うのに用いられる。

1985 年には約 14,500 の農場経営者から情報が得られた。農場は公式の農場定義 (センサス調査年のあいだに 1,000 ドル以上の農産物を売ったか, 又は売るのが通常であったすべての場所) により定義されている。

(4) 参考文献の * 印は調査方法やデータ収集手続にかんする情報を含む文献であることを示す。

農業労働とは標準産業分類 01〔耕種〕、02〔畜産〕により特定された商品の生産に関わる経営においてなされる労働と定義されている。農業労働には、農場外で行われる労働、および農場で行われる労働でも、生産物の形態を物理的に変える労働、経営者の家庭内での家族の家事労働、農場から離れた市場への農産物の輸送、または、鉛管敷設、大工仕事、機械設計の仕事といったような農場で行われる農業外の労働は含まれない。

「農業労働力調査」は調査月の12日を含む調査週（日曜日から土曜日まで）の間に農場において就業する自営農業従事者、無給の農業従事者、雇用農業労働者の数について情報を収集する。

若干のデータシリーズでは従事者の最低年齢をきめて就業の情報を収集しているが、この「農業労働力調査」のデータは年齢のいかんを問わず全従事者を含んでいる。

自営農業従事者とは、賃金又は俸給の支払をうけずに農場で働くが農場報酬の分配を受ける経営者またはその他のもの（就業する協同経営者）と定義されている。無給従事者とは、調査週の中に農場で最低15時間働くが農場報酬の分配を受けないものと定義されている。

雇用労働者とは、調査週の中に農場で1時間以上働き賃金又は俸給の支払を受ける家族員およびその他の従事者である。このグループには、作物および家畜の生産に直接かかわる労働者ならびに管理職員、簿記係、会計係、殺虫剤散布係、仕入れ係、販売係、あるいは農場において就労する従業員名簿にある専門職スタッフを含む。農業サービス業、又は請負労働者は雇用労働者の範疇には含まれない。

自営業主、無給家族従事者、雇用労働者について1週あたりの労働時間数が報告されている。賃金支払方法（時間給、でき高払給、その他）、時間賃金率、経営者によって雇用労働者に支給される給料外給付（住宅、食事、現金特別手当）などの雇用労働者にかんする追加の情報も収集される。

圃場労働者、家畜管理労働者、監督、その他簿記係、機械オペレーター、専門職スタッフの部類については、農場で行う仕事のタイプにかんする職業上のデータが収集される。

労働期間にかんする情報（従事者は1年の間にそれぞれの農場で150日以下又は150日以上働くことが予想されたかどうか）もまた利用しうる。

調査週のあいだに2つ以上の農場において働いた労働者は、調査では1回以上数えられるかも知れない。しかし彼等の労働時間と賃金には重複はない。

「農業労働力調査」では、もし請負または料金の支払によって、土壌調査サービス、作物関係サービス、獣医その他の動物関係サービス、その他の農業労働や管理サービスが行われるならば、それらは農業サービス業労働に含まれる。これらのサービスは標準産業分類 07（農業サービス業）に含まれているものと同じである。

ただし造園・園芸にかんするサービス〔SIC 078〕および特殊動物にかんする獣医サービス〔SIC 0742〕は含まれない。

農場経営者（カルフォルニアとフロリダを除く）は調査週のあいだに彼等の農・牧場において働いた農業サービス業労働者の数を報告するよう求められる。カルフォルニアとフロリダについては、別個の調査票により農業サービス会社のサンプルから雇用労働者数、労働時間、仕事の種類、時間給、調査週のあいだに働いた農場数にかんする情報が収集される。

参考文献：

- * 農務省統計報告局、農業労働、1985年2、5、8、11月
- * 農務省統計報告局、農業労働力調査・調査員手引、1985年2月
- * 農務省統計報告局、統計報告局の管轄業務と方法、1983年9月（改訂版）

(3) 農場費用・報酬調査 (Farm Costs and Returns Survey)

「農場費用・報酬調査」(FCRS)は農務省経済調査局(ERS)および全国農業統計局(NASS)によって行われる事業所調査である。

この調査は特定項目について得られる詳細な情報とともに農場全体の生産費用と報酬にかんする情報を収集する。この調査は、「農場生産支出調査」(Farm Production Expenditure Survey)と「生産費調査」(Costs of Production Survey)とを結合したものである。

農場は1年間の農産物販売額1,000ドル以上のすべての場所と定義されている。1985年には約24,000のサンプル農場について調査が行われた。

この調査は、全国および地域別に、雇用農業労働者および請負労働に対する支出を含む農業投入について農業経営者および（あるいは）土地所有者による支出額を推定する。

1982年以降、データは農務省の10農業生産地域別⁽⁵⁾および合衆国について農場の経済階級別に報告されている。

経済調査局も全国農業統計局もいずれも「農場費用・報酬調査」による推定値を公表している。この2組の数値はいくらか異なる。なぜならば、経済調査局は農場費用・報酬調査の支出データを調整するのに農業センサスの支出データを用い、又、従業員のために支払われた社会保障税の雇主負担分について社会保障局（厚生省）の情報を用いるためである。

全国農業統計局が公表するデータは、すべて「農場費用・報酬調査」のサンプルデータに依っている。

(5) 10農業生産地域：太平洋岸、山岳部、北平原、南平原、デルタ州、大湖州、コーンベルト、東北区、アパラチア山脈、南東区〔20〕

賃金・俸給労働者に対する支出には、現金賃金、利益配分計画奨励金、ボーナス、現物および付加給付、社会保障税の雇主負担分を含んでいる。これに加えて、労務請負人、請負チームリーダー、協同組合が請負をもとに行う収穫、コンバインによる取入れ、堀り起し、植付、播種、その他農作業の請負労働支出が記録される。年金あるいは隠退設計、健康保険、ボーナスといった自発的支出の費用あるいは現金代価および社会保障税、失業手当、労働者補償を含む法律上必要な雇主の支出がそれぞれ報告される。

前年をつうずるいずれかの時のピークとなった従業員数が収集される唯一の就業者総数となる。

参考文献：

農務省経済調査局，農業部門の経済指標，1984年農業部門概観，1985年12月

農務省経済調査局，農業部門の経済指標，1984年全国経済概要，1986年1月

農務省統計報告局，1984年農業生産支出，1985年7月

* 農務省統計報告局，農場費用・報酬調査，調査員手引，1985年1月

* 農務省統計報告局，統計報告局の管轄業務と方法，1983年9月（改訂版）

2. 世帯調査（Household Surveys）

世帯調査データの主要な2つの源泉は、10年ごとの「人口センサス」（Decennial Census of Population）と毎月の「人口現況調査」（Current Population Survey）である。農業従事者にかんする詳細な人口統計上、経済上の情報がこれらの調査からひき出される。データはまた農業従事者のいる世帯のほかの世帯員についても入手できる。しかし、その概要は個々の農業従事者について入手しうるデータがもたらすものを下回る。

（1）10年ごとの人口センサス（Decennial Census of Population）

10年ごとの「人口センサス」は1790年以来10年ごとに行われてきた。センサス局は合衆国人口にかんする人口統計上、経済上の特徴についての世帯データを収集している。情報はすべての州、郡、および個々の市について利用しうる。データは各州と合衆国について公表された報告書の形で、また、要約されたコンピュータ・テープ、ファイルの形で利用しうる。

一般用マイクロ・データ・テープによって個人および世帯にかんして一層詳細な検討が可能である。特別の要求をもった利用者のためにセンサス局は特別の製表を行う。

1980年「人口センサス」の情報は、主として郵送調査によって収集された。人口数、人種、スペイン血統、性別、年齢、世帯内地位、世帯規模、家族タイプ、婚姻状態、都市／農村、

都市部／郡部などのデータは世帯全数調査によるものである。

就業状態、職業、就業先産業、収入にかんする情報は19%のサンプル世帯にもとづく。

就業データは15歳以上の全市民についてえられるが公表は16歳以上の市民について行われる。産業、職業、従事者の種別を含むすべての就業データは、指定された週、一般には、3月の最後の1週間の回答者の主な仕事または事業の活動をもとにしている。

1週間のうち1つ以上の仕事をした人は、一番長く従事した仕事を申告するよう求められた。対象となった週のあいだ非労働力であった人は、それ以前5ヶ年のあいだに従事した最後の仕事を申告するよう求められた。

1980年センサス用に作成された職業分類体系は503の特定職業カテゴリーから成る。それらの分類のうち農業関係のものは次のとおりである。

農場経営者および管理人

農場経営者（園芸を除く）

園芸専門農場経営者

農場管理人（園芸を除く）

園芸専門農場管理人

その他農業従事者および農業関連職業従事者

農業従事者（管理人を除く）

農業労働者監督者

農業労働者

海洋生物養殖従事者

種苗園従事者

農業関連職業従事者

農業関連職業監督者

園丁および庭師（農場を除く）

動物飼育係（農場を除く）

農産物選別係・分類係

農産物検査員

産業就業データは標準産業分類グループと対応して231のグループに分類されている。しかし、センサスの分類は標準産業分類の完全な細目を映し出していない。

農業のデータは2桁以下の水準では利用できない。センサスから利用できる農業の分類デ

ータは次のとおりである。

農業生産，耕種	〔S I C 01〕
農業生産，畜産	〔S I C 02〕
農業サービス業（園芸を除く）	〔S I C 07（除 078）〕
園芸サービス業	〔S I C 078〕

従事者の分類は，民間の賃金・俸給労働者，連邦・州・地方の政府勤務者，法人又は非法人の事業自営者，無給家族従事者（指定された週のあいだに家族農場又は事業に15時間以上従事するもののみ）である。

前年の仕事のすべてについて控除前の総賃金・俸給収入が報告される。それには，賃金・俸給，軍隊の給料，手数料，チップ，請負報酬，現金受取賞与が含まれる。

しかし，収入は，対象とされた週のあいだに回答者が主な活動であると報告した職業または産業と特別に結びつけることはできない。

したがって，農業労働者がもし1年のあいだに行った農業労働に追加してなにか農外の労働をやったとすれば，これらの収入は，すべての仕事から受取った賃金を反映しているのであって，農業雇用だけからのものではない。

センサスは，また，自己の農場からの経営費控除後の自営業所得を収集する。これには所有者，借地人，小作人としての収入を含んでいる。これに加えて，農外自営業，利子・配当金・地代，社会保障と退職金，公的扶助の収入もそれぞれ報告される。また，前年のあいだに働いた週数，調査週のあいだの通常の労働時間（すべての仕事について），前年の1週あたり労働時間にかんするデータも収集された。

しかし，賃金・俸給収入のデータは，すべての就業活動について収集されるのであるから対象とされた週に報告された職業または産業と結びつけることはできない。

参考文献：

* 商務省センサス局，1980年人口センサス・人口の特性，“詳細な特性”，シリーズPC 80—1—D

* 商務省センサス局，1980年人口センサス・人口の特性，“一般的な社会経済的特性”，
シリーズPC 80—1—C

* 商務省センサス局，1980年人口・住宅センサス，一般用マイクロデータ，
サンプルの技術的記録資料，1983年2月

* 商務省センサス局，1980年人口センサス，VOI 2；課題別報告，シリーズPC 80—2
（本シリーズ中の特別報告書が農業就業にかんする情報を含む）

* 商務省センサス局，1980年人口・住宅センサス，利用者の手引，シリーズPHC 80—R 1

(2) 人口現況調査 (Current Population Survey)

「人口現況調査」は労働統計局 (BLS) に代ってセンサス局によって毎月実施される世帯にかんするサンプル調査である。

1940年以来行われてきたこの調査は、労働力の就業と失業および年齢、性、種族、教育、人種血統、婚姻状態、職業、就業する産業といった特性にかんする包括的情報を与える。この調査はまた、非労働力の状態にある人々の特性や過去の仕事の経験についてのデータも与える。

「人口現況調査」データは州レベルについて入手できるが、サンプルサイズが小さいことと統計的信頼性が低いため公表されない。

1968年以後、CPS サンプルの記録は一般用コンピュータ・ファイルのかたちで各月の利用が可能である。これらのファイルには調査に含まれているすべての人々にかんする人口統計上、経済上の情報が含まれている。しかし、詳細な地域情報は秘密保護のため取り除かれている。

CPS サンプルは毎月、全50州とDCにおよぶ約6万の世帯を含む。抽出結果は合衆国施設外市民人口の独自の推定値を表現しうようウエイトがつけられている。

(イ) 毎月調査 (Monthly Survey)

毎月、10年ごとの「人口センサス」で行われているのと同じ質問が、就業する産業、職業、就業人口にかんする従事者の種類について尋ねられる。これらの質問は月の12日を含む調査週の就業活動に関するものである。もし、その人がその週内に1つ以上の仕事をもつならばもっとも長い期間働いた仕事が報告される。

したがって、その人が調査週のあいだに、ほかの仕事に働くよりも農業の仕事により長く働いたならば農業に就業したものと数えられる。就業データは14歳以上の全員について収集されるが一般に公表されるのは16歳以上の人についてだけである。

就業する産業、職業、従事者の種類にかんする情報は10年ごとの人口センサスで用いられる定義に従って収集され類別される。

農業の従事者にかんするデータは、耕種 (SIC 01)、畜産 (SIC 02)、農業サービス業 (園芸を除く) (SIC 07)、園芸サービス業 (SIC 078) について報告される。

農業にかんする職業は、農場経営者、農場管理人、種苗園従事者、園丁、庭師を含む14の部類に分けられる。

農業にかんする従事者の種類別データは自営業者、賃金・俸給労働者、週に15時間以上働く無給家族従事者、連邦・州・地方の政府勤務者に区別される。

調査週のあいだのすべての仕事にかんする労働時間についての情報も報告されるが、これらのデータは、調査週に報告された特定の産業あるいは職業と結びつけることはできない。

時間賃金、週賃金、週あたり通常の労働時間を含む賃金・俸給労働者についてのいくつかの就業情報が毎月、CPSサンプルの1/4から収集される。収集される収入データは賃金俸給、チップ、請負報酬、現金受取賞与である。農・林・漁業の一体化した就業についての週賃金中央値が、四半期ごとに、労働省によって“雇用と賃金”(Employment and Earnings) [24] の1月、4月、7月、10月号に公表されている。

しかし、CPSによる就業情報の大部分について、賃金データは、調査週のあいだの主な活動にのみ関わるものである。したがって、1年のあいだに従事したそのほかの農業または農外の仕事から得た賃金とは見合わない。

CPSの就業データは毎月、労働統計局によって“雇用と賃金”に公表される。この刊行物には、人種別、性別、年齢別、従事者種類別に農業就業にかんする毎月のデータが掲載されている。若干のデータは、天候、生産の拡大・縮小、収穫、連休、学校の始業と終業などによる就業水準の変動のため季節調整されている。

一層詳しいデータは一般用コンピュータ・ファイルによって利用できる。

労働者の解雇、職業訓練、成人教育、免疫性、出産力といったようなトピックスにかんする情報をうるために、CPSの基本調査票に補足的質問が追加されている。

この追加情報の大部分は、農業の産業別、職業別、従事者種類別に定義された農業従事者について利用可能である。

労働統計局は“雇用と賃金”1月号に毎月のCPSの就業データの全国年平均を公表している。州および地域の年平均は5月号に公表される。農業の就業データは産業および職業グループ別、従事者の種類別、人口統計上の特性別に報告される。また、“雇用および失業の地域別概観”という別の出版物に、州別、センサス地域別、センサス地区別の特定の就業データの年平均が公表されている。

参考文献：

* 商務省センサス局・労働省労働統計局、CPSから得られる労働力統計の概念と方法、労働統計局報告 463、シリーズP-23、No.62、1976年10月

* 商務省センサス局・労働省労働統計局、CPS、設計と方法、テクニカルペーパー、No.4、1978年1月

商務省センサス局・労働省労働統計局、CPS、人口の特性、シリーズP-20 (特別報告)

商務省センサス局・労働省労働統計局、CPS、特別研究、シリーズP-23 (特別報告)

* 労働省労働統計局，雇用と賃金（月報）

* 労働省労働統計局，雇用および失業の地域別概観，1983，No.2216，1984年10月

(ロ) 農場人口データ (Farm Population Data)

センサス局は，農務省経済調査局の協力のもとに，14歳以上の合衆国農場人口にかんする年齢別，性別，人種別，労働力状態別の推定値を作成している。農場人口とは 報告年のあいだに，農村地域において，1,000 ドル以上の農産物販売額のあつた場所に居住しているすべての人である。都市地域に居住する農家世帯は農場居住者には数えられない。

これらの推定値はCPSから引き出される。そして，当該年の4月を中心とした5つの四半期についての加重平均値を用いて計算される。たとえば，1983年の推定値は，1982年10月，1983年1月，4月，7月，10月のデータを基礎としている。1984年からは12ヶ月の年平均値をもって農場人口の推定値とすることになる。州データは入手可能であるが統計的信頼性が低いので公表されない。

すべての仕事についての従事時間を含めて毎月のCPSで収集される主な職業，産業，従事者の種類，その他就業関係データのすべてが農場人口についても入手しうる。

しかし，公刊報告書は農場人口について限られた就業情報しか与えない。週賃金データも公表されない。

参考文献：

* 商務省センサス局・農務省経済調査局，合衆国の農場人口；1983，CPSシリーズ P-27，
No.57，1984年11月

(イ) 年次人口統計ファイル (Annual Demographic File)

毎年3月には，前歴年のあいだの家族の特徴，世帯構成，所得；専従又はパートタイムで働いた週数；1年の間にもっとも長く従事した仕事についての職業・産業分類の情報をうるため，CPSに補足的質問が付加される。

データはCPSの全サンプルに加えて，追加のスペイン血統2,500世帯から収集される。

毎月の基本のCPSとは違って，補足の就業データの大部分は調査週についてだけでなく丸1年間の活動をもとにしている。

職業，産業，従事者の種類にかんするデータは1年のあいだに従事したもっとも長期間の仕事をもとにしている。

また，基本のCPSとはちがって，もっとも長期間の仕事による年総賃金収入，年間のそれ以外のなんらかの仕事による賃金収入，自営業活動による純収入がそれぞれ前年につ

いて収集される。収入および賃金収入の定義は基本のCPSで用いられているものと同じである。回答者による通常の就業時間数および就業週数が1年をつうずるすべての仕事について報告される。これは、もっとも長期間従事した仕事とは同じではない

参考文献：

商務省センサス局，人口現況調査，消費者所得，シリーズP-60（特別報告）

商務省センサス局，人口現況調査，人口特性，シリーズP-20（特別報告）

商務省センサス局，人口現況調査，特別研究，シリーズP-23（特別報告）

* 商務省センサス局，人口現況調査，設計と方法，テクニカルペーパー，No.40，1977年1月

(二) 雇用農業労働力調査（Hired Farm Working Force Survey）

「雇用農業労働力調査」は12月のCPSの追加調査として，農務省経済調査局に代ってセンサス局により実施される。

この調査は1945～77年には毎年実施されていたが，それ以後は隔年実施となっている。CPSのサンプル60,000世帯のうち，最低1人の雇用農業労働者がいる世帯は，およそ1,500である。データは州レベルでも入手しうるが統計的信頼性が低いため公表されない。

1年のあいだのいくつかの期間でも現金賃金・俸給をうるため農業労働に従事した14歳以上のすべての人について追加の質問が行われる。

農業労働とは，現金賃金・俸給をうるためにすべての農場でなされる農産物の生産，収穫，脱穀，出荷準備，市場への輸送およびこれと関連した仕事，それに，現金賃金をうるのが目的であれば農場管理の仕事も含むと定義されている。

相互交換労働，経営者が自分の農場で行う労働，無給従事者の行う労働，現場の支給だけで行われる労働および請負労働は含まれない。また，建築請負労働，家事労働，トラック運送業者による農産物の輸送，簿記，書記的活動といった農場でなされる非農業労働はすべて農場労働者の定義から除外される。

しかし，1年のあいだに雇用農業労働者によりなされる非農業労働はすべて報告される。自営農業者および無給従事者は，たとえ彼等が1年のあいだにいくつかの雇用農業労働に従事したとしても，この調査には含まれない。

この調査は，1985年12月に「農業労働力調査」（Agricultural Work Force Survey）と改称され，自営農業者，無給従事者，雇用農業労働者によりなされる農業労働ならびに非農業労働の情報を収集している。この調査は，年間の就労日数およびすべての農場・農場外労働から受取る年賃金収入を含めて雇用農業労働者の就業上の特徴についてのデータを収集している。

もっとも長期の農作業について時間で支払われた人々の時間賃金にかんするデータが定期的に収集されてきた。たとえば、主要な作業活動（収穫労働者、家畜飼養労働者、機械運転者または監督）あるいは、農作業のもっとも長期であった作物または動物の種類についての情報である。そのうえ、CPSで収集される人口統計的情報はすべて雇用農業労働者についても利用可能である。

「雇用農業労働力（HFWF）調査」は移動農業労働者（migrant farmworkers）にかんする詳細な人口統計上・就業上の情報を収集する唯一の全国調査である。

移動農業労働者とは、郡境を越えて泊りがけで農業雇用労働に従事するが家に戻ることを予定しているもの、あるいは、きまった居住場所をもたずに1年のあいだ2つ以上の郡において雇用農業労働に従事したものと定義されている。

参考文献：

* ボラック，スーザン L.，雇用農業労働者，1983；統計的概観，AER—554，農務省経済調査局，1986年6月

(4) 農業部門生産性データ（Farm Sector Productivity Data）

労働統計局（BLS）は農業部門を含むいくつかの経済部門について、労働者1人あたりに生産高および単位労働コストといった多くの生産性指標を算定している。

BLSは「人口現況調査」（CPS）から、標準産業分類の01〔耕種〕および02〔畜産〕に規定される農業生産部門における14歳以上の従事者数のデータを得る。

農業部門の総投下労働時間は農業従事者数（自営従事者、賃金・俸給労働者、無給従事者）に週あたり平均就業時間の52（週）倍を乗じて算定する。

BLSはまた商務省経済分析局（BEA）が作成するデータを用いて、農業部門の総報酬ならびに時間あたり報酬を算定している。

経済分析局は、農業賃金・俸給労働者、農業経営者、無給家族従事者について総報酬を推定する。BEAは国民所得計算の一部として、賃金・俸給、手数料、チップ、ボーナス現物支払を含む農業部門の賃金・俸給報酬の推定値をBLSに提供する。それに、社会保障、民間年金、健康・福祉計画への雇主拠出金がつけ加えられる。

BLSは総報酬を総投下労働時間で割って賃金・俸給労働者の時間あたり報酬を算定する。

BLSは、農業経営者および無給家族従事者の労役に対する総報酬を、彼等の時間あたり報酬が農業部門の平均的な賃金・俸給労働者のそれと等しいと仮定して算定する。

したがって、労働時間は多様な熟練レベルの間で区別のない、同質のものと考えられて

いる。⁽⁶⁾

C P S は毎月、農業従事者数、週あたり平均就業時間を収集しているが、利用できるのは四半期別の数字だけである。

データ・シリーズは1947年までさかのぼることができるが、これは特別の要求があれば合衆国レベルについてのみ利用できる。

参考文献：

* 労働省労働統計局，“生産性指標：企業経済と主要部門”，BLS方法の手引，VOI. 1

報告書2134－1，1982年12月

3. 行政上の記録データ (Administrative Records)

州または連邦諸機関は、雇主の法遵守を確認するため、大部分の雇主に対して賃金および従業員にかんする情報の提出を求めている。

E S－202 計画は農業労働データを含む行政上の記録の一つであるが、これは、連邦失業税法により義務づけられている州あるいは連邦失業保険計画；連邦保険拠出金法により根拠を与えられている社会保障計画；および国税庁納税申告書をととして提出される情報を収集するものである。

(1) E S－202 計画 (E S－202 Program)

州および連邦の失業保険計画は〔1〕労働統計局 (B L S) が公表する雇用・賃金データ〔2〕経済分析局 (B E A) が公表する雇用・所得データ、という2つの主要なデータ・シリーズのデータ・ベースを提供する。

(イ) 労働統計局の失業保険計画が包含する雇用データ

(Bureau of Labor Statistics Unemployment Insurance Covered Employment Data)

失業保険計画は、1938年の制定以来、連邦と州の適用規定の結合の下で運営されてきた。1978年に、農業雇用は連邦失業税法 (F U T A) の下ではじめて失業保険の適用をうけた。

連邦失業税法の規定も、州失業保険法の規定も、いずれも、農業雇主は失業保険基金に

(6) C P S データを用いる農業従事者の特性別 (年齢、人種、教育、職業、人事の種類) の生産性推定については巻末文献〔3〕をみよ。

拠出する義務があるかどうか、又、従業員は、その基金から給付を受ける資格があるかどうかについて規定している。

大部分の州失業保険法は連邦失業税法の規定に準拠している。例外はいくらかあるが、州の適用範囲の変動は合衆国労働省雇用訓練局（E T A）により毎年公表されている〔25〕。

連邦失業税法は、農業労働者および特定の家事労働者の雇主を除いて、当年または直前年のいずれかの四半期のあいだに1,500ドル以上の賃金を支払ったすべての雇主あるいは当年または直前年の各20週のあいだに最低1日1人以上の労働者を雇った雇主に対して適用される。

しかしながら、農業の場合には、連邦失業税法は、当年または直前年のいずれかの四半期のあいだに2万ドル以上の現金賃金を農業労働者に支払ったか、あるいは、当年または直前年の各20週のあいだに最低1日10人以上の労働者を雇用した雇主にのみ適用される。⁽⁷⁾

大部分の州がより大規模な農場に適用範囲を限定する農業労働者と結びつけた連邦法を採択してきた。⁽⁸⁾

雇用訓練局（E T A）は全農業労働者の約40%が連邦失業税法の適用範囲下にあると推定している。

E S—202計画とは失業保険計画を管理している雇用訓練局と州職業安定機関との間の協力協定の名称である。

雇主の条件をみとすためには、それぞれの州職業安定機関に四半期ごとに報告書（各事業所または報告単位ごとに一通の）を提出することが法律により義務づけられている。

ついで州職業安定機関がきめられたデータをワシントンDCのBLS本部に提出する。

雇用訓練局が受取る各四半期ごとの事業所報告には次の情報が含まれている。

○報告書を提出する雇主の州および郡

○2～4桁の1977年標準産業分類コード（10州だけは2桁の産業コードで報告）

(7) 連邦失業税法の下では、農業労働者の雇主とは以下の労働者を雇用するものと定義されている。

すなわち、農場において農産物または園芸生産物を栽培、収穫する労働者、管理の大部分が農場においてなされる場合に雇主の農場および設備を管理する労働者、（未加工）商品の半分以上が雇主により生産される場合にいくらかでも農業商品または園芸商品の販売、加工、包装に従事する労働者、綿くり、テレピン油、またはゴム樹脂製品に関係する仕事をする労働者、農場が利潤目的で経営される場合に雇主の個人家庭で家事に従事する労働者。

(8) カリフォルニア、メイン、ミネソタ、ロードアイランド、ヴァージニア、ワシントンDC、ヴァージン諸島、プエルトリコではすべて農業雇主の定義は連邦失業税法よりも包括的である〔10, 25〕

○所有権（政府機関，国際関係，法人関係，非法人関係）

○各月12日現在の雇用

○四半期ごとの総賃金

就業データにはすべての法人役員，重役，管理職員，事務労働者，賃金労働者，でき高
払労働者，臨時・パート労働者が含まれている。

大部分の州では，総賃金には税引前の賃金・俸給，ボーナス，チップ，現物手当は含ま
れるが，農業雇主の場合には現金賃金のみが報告されねばならない。

年平均雇用，支払賃金，農業〔SIC 01 および 02〕と農業サービス業〔SIC 07〕の
雇主数の要約的統計が利用しうる。4桁の標準産業分類別に従業員1人あたり年賃金およ
び週平均賃金も公表されている。

BLSの開示規定では，報告単位が3以下の場合，または1つの事業所の雇用が，その
産業の雇用の80%以上を占める場合の郡，州，国の産業分類別の産業データは公表しない
ことになっている。

参考文献：

労働省労働統計局，雇用と賃金：年平均（1982），1984年10月

*労働省労働統計局，“失業保険計画に含まれる雇用と賃金”，BLS方法の手引，VOL. 1

報告書2134-1，1982年12月

(ロ) 経済分析局の農業雇用・所得データ

(Bureau of Economic Analysis Agricultural Employment and Income Data)

経済分析局は個人所得にかんする地域データ・ベースを維持するため，1967年に，地域
経済情報制度を設立した。

経済分析局は，個人所得推定手続きの一環として，合衆国の郡について2桁の標準産業
分類別の産業雇用を推定している。

経済分析局は，ES-202計画，合衆国農務省「農業労働力調査」(FLS)，「農業セン
サス」のデータを用いて，郡別に，農場経営者数（単独の経営者および協同経営者），農業
賃金・俸給労働者数，農業サービス業労働者数の推定値を作成している。

農場経営者の所得，賃金・俸給労働者の農業賃金収入（現物給与を含む），その他の農
業労働収入（民間の年金・福祉基金への雇主の拠出金），農業請負労働収入，農業サービ
ス業従業員の賃金・俸給収入の郡別推定値も利用しうる。

法人農場所得が農場所有者の所得ではなく分配所得に分類されるのに対応して，法人
農場の役員や従事者は農業賃金・俸給労働者に分類される。

経済分析局は無給従事者の推定を行わないし、専従雇用とパートタイム雇用あるいは臨時雇用と通年雇用の区別もしていない。

農場経営者1人あたり、又は、農業労働者1人あたりの年所得は、年総所得を、それぞれの従事者の種類別の年平均総就業人数で割って推定できる。経済分析局の別のデータ・シリーズである“農場の収入と支出”が郡レベルの農場支出データの推定値を与える。

これによって現金収入、その他の農業収入（政府支払金額および地代）、生産費用（雇用および請負労働に対するそれぞれの支出推定値を含む）、法人農場所得、在庫変動額の年推定が行われる。農業賃金・俸給労働者に対する現物給付（部屋、食事など）の推定額も利用できる。

農場経営者数は、毎年、農務省が報告する推定値から引き出される。この推定値は、最新の「農業センサス」によって報告される共同経営農場および法人農場の数を反映するように調整される。

農業労働者に対して十分な失業保険適用範囲内にあるとB E Aが判定した州について、B E Aは農業賃金、俸給の年平均および農業サービス業雇用を推定するため、毎月のE S—202のデータを利用する。

B E Aは、毎年、B L Sと共同して、各州について失業保険適用範囲の妥当性を評価する。1985年現在で、カリフォルニア、アリゾナ、フロリダ、デラウェア、ニューハンプシャー、ロードアイランドが農業雇用データにとって十分な失業保険適用範囲内にあるとみられた。

十分な失業保険適用範囲内にあるとは判定されない残りの州については、B E Aは農務省「農業労働力調査」(F L S)による年平均の農業雇用データをもとに賃金・俸給労働者数を報告する。

個々の郡の雇用推定値は、最新の「農業センサス」で報告される雇用農業労働支出の郡別配分をもとにしている。

B E Aの地域または産業の開示規定はE S—202データのそれと同様である。

参考文献：

商務省経済分析局、地域別個人所得、各年

* 商務省経済分析局、B E Aの地域経済情報制度より入手する地域別個人所得、源泉、方法、
産出額、1983年8月

(2) 社会保障計画 (Social Security Program)

大部分の雇主は連邦保険拠出金法 (F I C A) により社会保障税を支払わねばならない。

社会保障局（SSA）に提出されるこの行政上の記録が「郡レベル企業形態（CBP）データシリーズ」および「社会保障計画の農業労働者統計データシリーズ」の基礎をなしている。

(イ) 郡レベル企業形態（County Business Patterns）データ

CBPデータは、その従業員が社会保障税の対象となる雇主によって提出される行政上の記録をもとにしている。

1年のあいだに150ドル以上の現金賃金を受け取るか、または、20日以上働く農業労働者は、これらの社会保障税を支払わねばならない。これらの労働者を雇用する雇主は、彼等の従業員の賃金から社会保障税を控除する必要がある。これらの雇主はこの税を合衆国財務省に提出し、この控除額を国税庁（IRS）に報告しなければならない。

CBPデータは、その従業員が社会保障税の対象となる農業サービス業〔SIC 07〕の雇主についてのみ雇用情報を記録する。

農業〔SIC 01 および 02〕の従業員の雇用データは収集されるが公の分類には用いられない。

農業サービス業の雇主は、3月中旬の給料支払期現在で、四半期ごとの給料支払総額、1年の給料支払総額、雇用について報告する。これら雇主による給料支払総額のデータは現金賃金についてだけであり、現物給付評価額、雇主の自由意志による支出あるいは法律上必要な付加給付額は除外されている。

自営業従事者はCBPデータには含まれない。法人役員も賃金・俸給労働者と同様に報告される。

事業所の数と規模、3月中旬の従業員数、支払給料総額が、農業サービス〔SIC 07〕および農業労務請負人〔SIC 0761〕について、毎年、郡レベルで公表される。

すべての郡についてデータが公表されるのは開示規定により不可能である。

参考文献

* 商務省センサス局、郡レベル企業形態（各年）

(ロ) 社会保障計画の農業労働者統計

（Social Security Farmworker Statistics）

議会は1935年に社会保障計画を制定した。1950年に、社会保障計画は適用範囲を資格のあるすべての農業労働者に義務的に拡張するよう改訂された。

この計画によって、雇主は過去1年のあいだに雇われたすべての労働者にかんする賃金および所得の総額の報告書を社会保障局（SSA）に提出しなければならない。

連邦失業税法（FUTA）においてと同様に、各雇主は農業あるいは非農業の取引または業務にかかわっているものとみなされる。⁽⁹⁾ 農業労働者には双方のタイプの収入があるう。

社会保障税を課すべき賃金（現物給与を除く）についての情報が利用しうる。それは、1985年には、農業労働者の現金賃金について最初の 39,600 ドルに制限されていた。

社会保障局（SSA）は各雇主からの歴年のあいだの従業員の賃金を合計したうえで農業労働者の雇用と賃金データを記録する。このようにして従事者の二重計算がおきないようにする。

SSA は全社会保証計画数の 1 % サンプルを抽出して概括的データを得る。継続的職務経歴サンプル（Continuous Work History Sample）と呼ばれるこのサンプルが人口統計上のデータと社会保障計画に包含される従業員との関連づけを可能にする。

この計画に包含される農業労働者数の推定のほかに、人種、性、年齢、農業・農外賃収入にかんするデータが入手できる。

課税すべき農業賃金および労働者 1 人あたり平均農業賃金もまた継続的職務経歴サンプル（CWHHS）から得られる。社会保障計画には農場家族就業は含まれていないので CWHHS にもこれは含まれない。

農業労働者にかんするデータは、1 年のあいだに、いずれかの農業雇主により賃金として 150 ドル以上の支払をうけたか、あるいは、1 年のあいだに、いずれかの雇主のため 20 日以上農業賃金労働に従事したものに限られる。

参考文献：

厚生省社会保障局、調査統計部，“社会保障計画の農業労働者統計，1977”，調査統計ノート，

№ 3，1981 年 5 月

（1977 年以後，データは特定の要求にもとづいてのみ利用できる）

(3) 連邦租税申告書（Federal Tax Returns）

国税庁＝内国税収入局（IRS）は、内国税収入法の運営について、毎年、情報を公表することが法律により求められている。

収入、控除額、純収入、租税負担額にかんする統計または推定値が産業ベースで利用できる。あるものについては 4 桁の標準産業分類による産業のデータが利用できる。

(9) 社会保障局（SSA）は、かつては州別の農業雇主数、経営規模のデータを公表していた。このデータシリーズは、SSA に報告する農業雇用データの方式に大きな変動があったため、SSA はもはや製表していない。

支払給与総額および関連した労働支出の推定値は農場について報告される業務控除額のなかにある。

農場は、単独の経営者については計画表Fを提出することにより、あるいは、共同経営と法人の場合には農産物販売額により識別される。

労働支出データは“恒常的農業労働，でき高払労働，請負労働およびその他農業経営にかんする仕事をするうえで雇用された労働の諸形態に対して支払われる妥当な賃金”〔27,28〕である。

現物給与，ならびに，児童や配偶者に支払われる賃金，従業員給付金計画，年金，利益配分計画についてのデータもまたIRSにより公表される。しかし，支払給与の税金は労働支出というよりむしろ，典型的には，租税支出として記録される。

IRSが公表するデータおよび特定の製表は悉皆調査よりむしろサンプル調査をもとにしている。そのサンプルは州データの公表を可能とするほどに大きい。⁽¹⁰⁾

参考文献：

- * 合衆国財務省，内国税収入局，農業者租税手引，1984年版，No.225，1984年10月
- * 合衆国財務省，内国税収入局，所得統計，1980，法人所得税申告書，No.16，1983年5月
- * 合衆国財務省，内国税収入局，所得統計，1980，共同経営申告書，1980，No.369，1982年12月
- * 合衆国財務省，内国税収入局，所得統計，1979～80，単独経営申告書，No.1131，1982年7月

(10) IRSの農場データと農務省の農場費用・報酬調査（以前は農場生産・支出調査）のデータとの比較については参考文献〔16〕をみよ。

Ⅲ その他種々のデータ源泉 (Miscellaneous Data Sources)

この章では、あまり包括的であるとは言えないか、あるいは、事実資料の裏づけをもつとは言いがたいようないくつかの農業就業データの源泉について論ずる。

「所得・計画参加調査」(SIPP)はここに含まれる。なぜならば、この調査は、1987年までは正式に認可されなかった。そして、現在、この調査は定期的または周期的に収集されるデータシリーズとしての資格をもたないもののように思われている。

また、この章では、別種のデータ源についても論ずる。それらデータ源は、農業雇用の内訳人口、たとえば季節農業労働者、臨時外国人労働者、不法外国人、農業労務請負人にかかわる唯一のものである。

さいごに、この章では、「農業部門の生産・効率の統計」について論ずる。これらのデータは世帯、事業所または行政上の記録から引き出されるのではなく、主として巧みな加工処理あるいは要求にもとづいて作成されるものである。

1. 所得・計画参加調査 (Survey of Income and Program Participation)

「所得・計画参加調査」(SIPP)は長い間にわたる合衆国の世帯、家族、住民の経済状態の変化にかんする詳細な情報を与えるよう設計されたパネル調査 (Panel Survey) である。

この調査は、貨幣所得の源泉と総額および政府所得、移転、サービス・プログラムへの参加に活動を集中している。一方、この調査はまた詳細な人口統計上、就業上の情報を収集している。

SIPPは合衆国の施設外一般市民を代表するよう選ばれた約2万のサンプル世帯について、1983年10月にセンサス局によりはじめられた。

この最初のサンプルの世帯員は、これら世帯の長期にわたる変化を分析するデータを作り出すため2年8ヶ月のあいだに4ヶ月に1回の面接を予定されている。1986年2月の追加の12,500世帯とは別に、1985年2月には約15,000世帯の新しいサンプルがつけ加えられた。1987年には、さらに、12,500世帯がつけ加えられるであろう。

サンプルとなった個々の世帯は2年8ヶ月の間に4ヶ月ごとの面接を受ける。最初の面接時に住所変更があった人は新しい住所まで追跡され、その後の面接を受ける。

この調査による情報は、四半期報において、月別ベースで報告され年推定値を引出すのに用いられる。さいしよの四半期データは1984年に公表された。37の州については州識別コー

ドをもつ一般用コンピューターファイルも利用できる。⁽¹¹⁾

全国また地域レベル（合衆国を4つのセンサス地域に区分）以下の分析のためにSIPPを利用するのは勧められない。なぜならば、この調査のサンプルは全国ベースで代表性をもつように選定されているからである。

SIPPには、各面接時にくり返えされる労働力と所得にかんする中心的な一連の質問がある。

各面接の対象期間は各面接に先立つ4ヶ月である。たとえば、10月の面接の対象期間は6～9月である。⁽¹²⁾

4ヶ月の対象期間に、いくらかでも雇用された15才以上のものは、2種類までの賃金・俸給または従事する無給の仕事、および、2種類までの農外事業または所有農場にかんする情報を提供するように求められる。

これらの活動のそれぞれについての職業、産業、従事者の種類のデータは10年ごとの人口センサスおよび「人口現況調査」(CPS)と同じやり方で分類される。

SIPPは4ヶ月の対象期間の就業データを収集するが、センサスは1週間の対象期間の就業データを収集する。対象期間が異なるだけである。

自営農業について報告される情報は、週あたりの通常の就業時間、従事者数、事業または農場が法人であったか共同経営であったか、および、それぞれの事業または所有農場の毎月の所得である。

全4ヶ月の対象期間をつうずる費用差引後の自営業収入のネットの利益または損失および報酬の推定値も収集される。

農業賃金・俸給または無給従事者にかんするデータには就業日数、週あたり普通の従事時間、時間賃金、手取月収がある。

産業データは2桁の標準産業分類レベルで農業サービス業労働者を識別するのに役立つ。⁽¹³⁾

SIPPは中心的な質問のほかに、特定の時期に尋ねる一連の質問（モジュール）を用いる。

(11) SIPP一般用テープにかんする情報については、商務省センサス局データ利用者サービス部利用者サービス課に連絡せよ。

(12) このパネルは4つのローテーショングループに分割され、1つのローテーショングループが、いずれかの1ヶ月の間に面接されるだけである。各パネルのなかの世帯は、対象期間が面接の時期によって変わるので、すべてが同時に面接されないからである。

(13) 1985年の刊行物には農家世帯員にかんする情報は含まれていなかった。農場外に居住するもの、および、農場仕事から賃金・俸給をうるもの、または、農業自営により収入をうるものについての情報は報告書に含まれていた。一般用テープでは、この点にかんする制限はなく、該当があれば施設外一般市民の農業就業データも含んでいる。

これらの質問とは、個人および世帯の資産と負債、所得税と従業員給付、学校登録、婚姻歴、出産力、移住といったテーマである。

さらに、そのほかの質問は、健康管理、融資、年金、退職問題、労働関連費用、エネルギー消費といったテーマであって、連邦機関によって、または連邦機関のために設計される質問である。

これらの質問によって収集される情報は、産業別、職業別、従事者種類別に農業従事者についても利用できる。

参 照 文 献：

- ★ネルソン、ダウン、デビッド・マクミラン、ダニエル・カスプリーク、`所得・計画参加調査の概観` 商務省センサス局、SIPP監査調査シリーズ、No 8401、1984年6月
- ★商務省センサス局、人口現況調査、合衆国における世帯の経済的特徴、1984年第2・四半期、シリーズP-70、No 4、1985
- ★商務省センサス局、所得・計画参加調査および関連する縦断調査、1984、ダニエル・カスフランケル編、1985年1月

2. 臨時外国人（H-2）農業労働者データ （Temporary Foreign（H-2）Agricultural Worker Data）

移民・国籍法（Immigration and Nationality Act）は合衆国へ外国人（H-2）労働者をつれてきて、臨時的農業労働に従事させることを雇主に認めている。これらの労働者がこの国への入国を許可される前に、合衆国労働省（USDOL）は、必要とされる仕事をするのに進んで引き受ける適格なアメリカ人労働者が十分に使用できないこと、そして、外国人労働者の入国が同種の仕事をしている国内労働者の賃金や労働条件にマイナスの影響を与えないことを証明しなければならない。¹⁴⁾

労働省雇用訓練局（ETA）は、毎年、外国人労働者に対して保証されてきた臨時的農業の仕事の数（労働者の数ではない）を一覧表にしている。この数は、この仕事をするべく入国した労働者の実数とはわずかなが異なるであろう。

なぜならば、保証された仕事のうちのいくらかは埋められないであろうし、H-2労働者のいくらかは保証された仕事の一つ以上を占めるだろうからである。

¹⁴⁾ H-2計画の詳細については巻末の参考文献〔4〕を参照のこと。

データは州別、および農作業が保証された作物の種類別に公表される。

雇用訓練局はH-2労働者にかんするこの情報を部内向けに発表するが、労働省外国人労働者認可部の特別の依頼によって利用できる。

3. 入国帰化局の国外追放外国人データ (Immigration and Naturalization Service Deportable Alien Data)

入国帰化局（INS）は逮捕時に農業で働いていた者を含め、合衆国で逮捕され国外追放されるべき外国人の数にかんする情報を公表している。

追放されるべき外国人とは、我国への不法入国者、ならびに、入国許可条件に違反した者である。データは合衆国への入国年次、国籍、国外追放理由、逮捕時の就業状態について収集される。就業状態分類は、農業の仕事、および、その他のあらゆる産業の仕事となっている。

データは、北東部、北西部、南東部、南西部の地域について利用できる。

情報は、毎月、国境パトロール隊および入国帰化局内国事務所の記録から収集され、歴年ベースで合計される。

逮捕者データは我国における不法外国人数を正確に指示するものではないし、農業において働いているものの人数を示すわけでもない。

これらのデータには重複計上という難点がある。なぜならば、同一人が1年の間に何回も逮捕されうるからである。

また、入国帰化局は、おそらく、合衆国内に不法滞在する人々のうちのほんのわずかな部分を見つけだすにすぎない。

参 照 文 献：

合衆国司法省入国帰化局、入国帰化局統計年報（各年）

4. 農繁期農業労働者報告（In-Season Farm Labor Reports）

「農繁期農業労働者報告」は農作業に雇用された地方元労働者・移動季節労働者の人数を、毎月15日現在の動きにかんする農園主（grower）の報告にもとづいてリストしている。

このデータは農業経営者との電話や個人的面接および地方農業労働市場の事情に通じている人々をとおして労働省の地方職業紹介所から得られる。これらのデータはES-223 報告

様式にもとづいて報告される。

この情報は、地方職業紹介所が少くとも500人以上の移動・季節農業労働者が雇用されていると推定する主要な作物報告地区または郡について収集される。

この情報は公表されないが労働省雇用訓練局から入手できる。

推定値は次のタイプの農業労働者について報告される。

- ・地方的季節労働者（農業労働日数150日以下の労働者）
- ・移動労働者（各就労日の終了時に家に戻れない労働者）
- ・外国人労働者（H-2計画によって臨時農業労働に従事するため雇用される労働者）

報告される情報は収穫、間引き、作付といった特定の仕事の活動および支払賃金である。しかし、報告書の作成にあたり用いられる記録、収集、推定の手続について州のあいだでの統一性を欠いている。

5. 農業労務請負人データ（Farm Labor Contractor Data）

労働省雇用基準局賃金時間部は移動・季節農業労働者保護法（Migrant and Seasonal Agricultural Worker Protection Act）を管理施行している。

その目的は移動・季節農業労働者にかんする雇用関連の保護の改善にある。

MSPAは、請負人または請負人の使用人が農業労務請負活動に従事する以前に、労働長官より農業労務請負人登録証明書入手することを義務づけている。

労働省は、各登録農業労務請負人および労務請負人の使用人について、氏名、住所、登録番号証明、発行日、証明書満期日が記入された中央登録簿を保管している。

登録簿には、また、翌1年のあいだのいずれの時でも、請負チームに雇用される予定の労働者の最大数にかんする請負人による推定値も含まれている。

賃金時間部は農業労務請負人登録証明書下付の申請書にもとづく情報を一覧表にしている。申請書は、まず最初に、様々の合衆国職業紹介所または賃金時間部の全国にある地方事務所に提出される。

このデータが地方事務所をつうじてワシントンDCの全国事務所に送られ、登録簿に編集される。

MSPAの前身の法律である農業労務請負人登録法（FLCRA）の下で、1965～83の間に収集された農業労務請負人およびその使用人にかんするデータと、MSPAの下で1983年以降収集されたデータとは農業労務請負人の定義が法律上変更されているための比較できない。⁽¹⁵⁾

(15) MSPAで用いられている農業労務請負人およびその使用人の定義について一そう詳しい説明は参考文献〔23〕を参照のこと。

参 考 文 献：

★労働省雇用基準局，公開中央登録簿：全国請負人リスト，1985

6. 農業部門の生産・効率の統計

(Production and Efficiency Statistics of the Farm Sector)

農務省経済調査局（E R S）は，毎年，「農業部門の生産・効率の統計」を作成している。

このデータシリーズには農業に投下された年総労働時間の推定値がある。

このシリーズの独自の特徴は，農業に投下された労働時間の推定値が12の主要商品グループ別と10の農業生産地域別および合衆国について利用できることである。

主要な商品グループとは，食肉動物，酪農製品，家禽・鶏卵，飼料穀物，乾草・飼料，食用穀類，野菜，果実・堅果，砂糖作物，綿，タバコ，油糧作物（ピーナッツ・大豆を含む）である。

農業労働時間の推定値は，もともと，調査にもとづくというよりむしろ，巧みな加工処理によって得られたものである。

作物1エーカーあたり，または家畜1頭あたり，あるいは家畜生産単位あたり必要とされる平均労働時間数は，主として，州のデータまたは州農業関係職員の推定値から得られる。

建設，保守，修繕，管理の作業を含む間接的あるいは共通的な労働部分も単位あたり推定値の一部をなしている。

これらの単位あたり労働要件を作物面積および家畜生産量にかんする農務省の公式の州推定値に適用して，商品ごと，地域ごとに必要とされる年総労働時間を得るのである。

参 照 文 献：

農務省経済調査局，農業部門の経済指標，生産・効率の統計，

1984，E C I F S 4—4，1986年2月

IV データ諸源泉間の相違点 (Differences Among Data Sources)

農業の就業者数や農業労働支出推定額は、方法、定義、データ収集手続が違えば著しく異なる（表3および表4をみよ）。

表3 主要データシリーズによる農業就業者数（特定年次）

	農 業 就 業 者			農業サービス業賃金 俸 給 労 働 者	
	自営又は 農業経営主	賃金・俸給 労 働 者	無給従事者	総 数	農業労務 請負人の 使用人のみ
	千人	千人	千人	千人	千人
I 事業所調査データ					
1) 農業センサス (1982)	2, 241	4, 856	—	—	—
2) 農業労働力調査 (1982年7月)	1, 620	1, 541	948	289	—
II 世帯調査データ					
1) 10年ごとの人口センサス(1980)	1, 285	1, 297	140	—	—
2) 人口現況調査					
① 毎月調査 (1982年7月)	1, 795	1, 887	341	—	—
② 年平均 (1981)	1, 624	1, 422	266	—	—
③ 農場人口 (1981)	1, 633	1, 547	317	—	—
④ 3月の年次人口統計ファイル (1983)	1, 553	2, 272	102	—	—
⑤ 雇用農業労働力調査 (1983)	—	2, 492	—	—	—
III 行政記録データ					
1) E S—202 計画					
① 労働統計局—失業保険計画が包含 する雇用データ (1981)	—	634	—	434	79
② 経済分析局—雇用・所得データ (1981)	2, 764	1, 327	—	531	4
2) 社会保障計画					
① 郡レベル企業形態データ(1981)	—	—	—	272	4
② 社会保障計画の農業労働者統計 (1977)	—	2, 443	—	—	—

— は、データの利用不可能を示す

注) 農業就業者および農業サービス業就業者の定義はデータシリーズにより異なる。

就業者の各グループの説明については本文をみよ。

データの年次は、データ間の相異を比較説明しうよう、できる限り1981年に近い年をとった。

表4 主要データシリーズによる労働費、支払給料総額、
賃金・俸給収入（特定年次）

	賃金・俸給 労働者に対 する現金支 出	農業労働者 に対する雇 用主の現物 供与又は付 加給付	農業労務 請負人	農業サービ ス業労働者	請負仕事 又は 機械借賃
I 事業所調査データ	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
1) 農業センサス (1982)	8,411 ^①	—	1,104	—	2,025
2) 農場費用・報酬調査 (1981)					
① 経済調査局 (ERS)	7,775	1,362 ^②	1,031	—	2,768
② 全国農業統計局 (NASS)	7,702	1,447 ^②	733	—	1,965 ^③
II 行政記録データ					
1) ES-202 計画					
① 経済分析局—雇用・所得データ (1981)	11,001 ^④	—	—	3,403 ^⑤	
② 労働統計局—失業保険計画が 包含する雇用データ (1981)	6,042	—	414	3,818	
2) 社会保障計画					
① 郡レベル企業形態データ (1981)	—	—	40	3,035	
② 社会保障計画の農業労働者統 計 (1977)	6,270 ^⑥	—	—		

—は、データの利用不可能を示す

注) データの年次はデータ間の相異を比較説明しうるようできる限り1981年に近い年をとった。

- ① 現金賃金・俸給のほか総賃金・俸給支出、手数料、支払賞与、差引前の休暇手当が含まれ、これに社会保障税や失業保険のような雇主により支払われる給付額を加える。
- ② 現物給与および社会保障税、失業保険、民間の福祉・年金計画に対する雇主の拠出金を含む。
- ③ 請負仕事に対する支出のみ。
- ④ 現物給与を含む。
- ⑤ 農業労務請負人の賃金・俸給収入。
- ⑥ 社会保険税が課せられる農業労働者の賃金のみ。

さまざまな源泉からのデータの比較は複雑である。なぜならば、すべてのデータは同じ期間について報告されるものではないからである。しかしながら、これらのデータの比較はさまざまなデータ源の間の変動の規模についての一般的目安を与える。

たとえば、自営農業従事者の数は、1980年「人口センサス」の130万人から1981年「経済分析局の雇用・所得データ」の280万人にまで及び、その差は150万人あった。

賃金・俸給労働者の数は、1981年「失業保険計画」が報告した63万9千人から1982年「農業センサス」が報告した490万にまで及び、その差は400万以上であった。

労働統計局の「失業保険計画が包含している雇用データ」によれば、農業賃金・俸給労働者に対する現金支出は、1981年において、約60億ドルであったが、「経済分析局の雇用・

所得データ」によれば、同じ年に110億ドルを示した。

利用者は各種の農業就業データの源泉を比較したり評価するにあたっては、いくつかの重大な点を考慮にいれるべきである（表1をみよ）。

以下の議論はこれらの点に焦点を合わせ、データ源のあいだの違いについての特定の例をあげる。与えられる例はもっぱら解説のためのものである。データ利用者には各シリーズの調査方法を点検し比較するよう勧めたい。

1. 概念と定義（Concepts and Definitions）

各種のデータシリーズに用いられている定義と概念はかなり異なる。利用者は農業、農場、農業就業、従事者のタイプなどの定義とくに注意を払うべきである。

たとえば、「農業センサス」および「農業労働力調査」（*FLS*）は1年の間に1,000ドル以上の農産物が実際に売られたか、または通常ならば、売られたであろうすべての場所という公式の農場の定義を用いている。

「人口センサス」「人口現況調査」（*CPS*）、「所得・計画参加調査」（*SIPP*）では、農場を1年の間に1,000ドル以上の農産物が実際に考えられた場所（農村地域のみ）と定義している。

しかしながら、この農場の定義は農場住宅を決定するためにだけ用いられるのであって農業就業のためではない。

「失業保険計画」や「社会保障計画」から収集される行政上の記録データは、農場を農業商品または園芸商品を産出する事業所と定義しているが、農村居住か都市居住か、あるいは販売額は考慮していない。

データシリーズの多くは農業を標準産業分類（*SIC*）の観点から定義しているが、公表される細別の程度はデータ源により異なる。

「郡レベル企業形態データ」、「失業保険計画データ」、「連邦租税申告書データ」は、標準産業分類の4桁レベルの詳しさを報告している〔付録・標準産業分類をみよ〕。

「農業センサス」のデータは4桁レベルで収集されるが、公表されるのは一般に2～3桁レベルである。「人口センサス」、「毎月人口現況調査」、「3月の年次人口統計ファイル」、「所得・計画参加調査」、「社会保障計画データ」は2桁レベル以下の細別で情報を与える。

「農業労働力調査」（*FLS*）と「雇用農業労働力調査」（*HFWFS*）では標準産業分類別のデータは発表されない。

農業就業の定義もデータ源により異なる。たとえば、「農業センサス」では、自営の定義

を農業経営主に対してのみ関係づけている。

ところが一方、「経済分析局の雇用・所得データ」では独立経営者と共同経営者を含めている。「人口現況調査」(CPS)では、自営概念を農業という産業の分類にも農業という職業の分類にも適用しうるものとして使用している。経済分析局は(大部分の州について)法人農場の役員も賃金・俸給農業労働者に含めるように定義している。

しかし、これら役員は「農業労働調査」(FLS)および「農業センサス」で用いられている賃金・俸給農業労働者の定義では除外されている。

「農業労働力調査」では簿記係、会計係、販売係、その他農場で働く専門職の人々を含めている。一方、「雇用農業労働力調査」では、これらを含めないが、食料品包装場労働者や加工場労働者は、彼等が農場で働くかぎり含めている。

ところが他方、「失業保険計画」や「社会保障計画」のデータでは、加工または包装される商品が農場で生産されるものの半分より少なければ、これらの労働者を含めない。

「農業労働力調査」では、労働が農場でなされとしても生産物の形態を物理的に変化させる加工施設で働く人々はすべて除かれる。

「農業労働力調査」と同様に、ほとんどすべての世帯調査は無給の従事者についての情報を収集している。しかし、これらの従事者は「失業保険計画」や「社会保障計画」のデータからは除かれている。

利用者はまた自分達の問題に答える最良のデータを選択するに先立って、支出や収入の定義を考慮すべきである。一般に問題にされているいくつかの事項には次のようなものがある。

- ・そのデータシリーズには現物支給や付加給付の処置が含まれているか、あるいは、現金賃金だけであるか？
- ・農業サービス業や請負作業にかんする支出データは別々に報告されているか？
- ・収入データは1年のあいだのすべての仕事に関わるものか、あるいは、調査週のあいだの主な活動にだけ関わるのか？

データの利用者がしばしば直面する問題は、農業就業を判断するさいの農業という産業データまたは農業という職業データの利用に関わるものである。

産業とは、一般に、業務が行われるか又はサービスが提供される事業所における主要な活動と定義されている。

主要な活動は事業所の主な生産物あるいは生産されるか分配される一群の生産物または提供されるサービスにより決められる。

標準産業分類(SIC)は製造業、小売業、農業といった活動のタイプにもとづく事業所

分類の必要に応じて発展した。

職業とは、一般に、個人の就業場所において個人が従事する仕事の種類と定義されている。標準職業分類（SOC）は職業の分類に応じて発展したが、最近の職業の進化のため、大部分のデータ収集体系は、現在、この標準を十分に受入れなくなってきた。

「農業部門生産性データ」を例外として、世帯データは産業にかんする情報も職業にかんする情報も提供する。ここで検討した事業所データと行政記録データの源泉は産業概念に依っている。

農業という産業のデータと職業のデータは同じではない。（表5）

表5 産業・職業別にみた一般市民の就業状態（1980）

産 業	職 業		合 計
	農 業	そ の 他	
	千人	千人	千人
農 業	2, 380	380	2, 760
そ の 他	253	94, 626	94, 880
合 計	2, 633	95, 006	97, 640

ラウンドのため内訳の計は合計と一致しない。

出所：商務省センサス局，1980年人口センサス，職業と産業，テーマ別報告書，
Vol 2，1984年5月

1980年「人口センサス」のデータによれば、約280万人の従事者が農業という産業に従事している一方、農業という職業に従事するものは260万人にすぎないことが示されている。

農業という職業には、農業という産業には含まれない墓地管理人、犬飼育係、土地整備員というようないくつかの活動が含まれている。同時に、農業という産業には、農企業で働くが農業という職業には含まれない簿記係、トラック運転手、機械工のような仕事を含んでいる。

農業という産業のなかで農業という職業に分類される従事者は約240万人いる。

2. 集団の領域とデータ種目による入手可能性

ここに検討したデータシリーズは、すべて、いくつかの形態の農業就業あるいは支出のデータであるが、調査される領域および収集されるデータ種目は大いに異なる。

たとえば、農業サービス業従事者または農業労務請負人の使用人の数にかんするデータは、

「農業労働力調査」(FLS)、労働統計局の「失業保険計画が包含する雇用データ」、経済分析局の雇用・所得データ、「郡レベルの企業形態データ」といった2、3の源泉だけから入手できるにすぎない(表2をみよ)。

農業サービス業の支出データもまた少数のデータ源に限定されている。

人口統計的特性にかんする情報は世帯調査(「人口センサス」、「人口現況調査」、「所得・計画参加調査」)だけから入手できる。

事業所データおよび行政記録データは仕事、雇主、事業所の特徴について報告するだけである。

週あたり就業時間の情報は「農業労働力調査」、「人口現況調査の毎月ファイル」、「年次人口統計ファイル」、「農業部門生産性データ」から入手できる。しかし、これらシリーズによる就業時間データは、従事者グループの全部について、つねに与えられるわけではない。

H-2労働者にかんするデータは合衆国労働省の行政データからのみ入手しうる。

又、「雇用農業労働力調査」は移動農業労働者にかんする情報を収集する唯一の全国レベルのデータ源である。

3. 対 象 の 範 囲

この報告書において検討した世帯と事業所のデータシリーズはすべて吟味された母集団からのサンプルにもとづくものである(表1をみよ)。¹⁶

しかしながら、世帯および事業所のデータ源にもとづく推定の信頼性は、サンプルサイズが各種シリーズの間でかなり異なるのに応じて影響をうけるであろう。

たとえば、「人口センサス」の就業データは約1,530万の世帯に基礎を置いているが、一方、「人口現況調査データ」は約6万の世帯に基づいている。

「農業センサス」による農業就業および労働支出のデータは、約45万の農場から収集されるが、一方、「農場費用・報酬調査」は約2万4千の農場から情報を収集する。

「社会保障計画の農業労働者統計」も「連邦租税申告書」の就業データとともにサンプルから得られるとはいえ、行政上の記録データはセンサス調査に近いと言ってよい。しかしながら、行政上の記録データの領域は計画上の定義であることによって制限を受けるであろう。

たとえば、労働統計局の「失業保険計画が包含する雇用データ」は失業保険計画に含まれ

¹⁶ 農業センサスと10年ごとの人口センサスとは、それぞれ、農場および世帯にかんするセンサスと呼ばれるが、これらのシリーズの就業データはサンプルを基礎にしたものである。

る雇主からのみ収集される。

「経済分析局の雇用・所得データ」は失業保険計画に含まれる雇主からの情報を失業保険計画に含まれない農業経営者や雇主にかんするほかの源泉からのデータで補っている。

「郡レベルの企業形態データ」は社会保障計画に拠出する必要のある農業サービス業事業所からのみ情報を集める。また、「社会保障計画の農業労働者統計」は社会保障計画に拠出する必要のある農業労働者からのみ収集される。

しかしながら、農業雇主が特定の計画に含まれるとしても、ある種タイプの農業労働者は計画の定義によって除外されることもあろう。

4. データ収集の頻度

「人口センサス」（10年ごとに実施）や「農業センサス」（5年ごとに実施）のような特定のデータシリーズは、たまにしかデータを収集しないことから、その利用は制限されている（表1をみよ）。

「毎月の人口現況調査」や労働統計局の「失業保険計画が包含する雇用データ」のようなデータシリーズはよりタイムリーな毎月のデータ収集という利点をもっている。

たとえば、毎月のデータは、天候、経済、生産水準の変動が農業の就業や支出におよぼす短期の影響を検証するのにしばしば利用される。

年のデータは農業労働者計画に基金を割当てたり、農業労働者の経済的福祉を評価したり、あるいは年農業所得を決定したりするのに利用されることが多い。

「人口センサス」、「農業センサス」、「雇用農業労働力調査」を除き、ここで検討したすべてのデータシリーズは、毎年か、あるいはもつと頻繁にデータを収集する。

5. 年令基準

利用者は又、農業就業や労働支出のデータが収集されるさいに、いろいろの年令基準が用いられていることを知らねばならない。

たとえば、「人口センサス」の就業情報は16才以上の全市民について利用できる。「人口現況調査」は14才以上のものについて就業情報を収集する、しかし、公表は16才以上についてのデータだけである。

事業所調査および行政上の記録による就業データは、一般に年令のいかんを問わず全従事者について報告される。

6. 就業の対象期間

就業の対象期間は農業就業データを評価するさいに重要である。

「人口センサス」は調査前1週間、普通は、3月の最後の週を基礎として就業情報を収集する。

「毎月の人口現況調査」は調査月の12日を含む1週間をもとにして毎月の就業情報を収集する。「農業労働力調査」(FLS)は調査月の12日を含む日曜日から土曜日の7日間について、年に3回(若干の地域では4回)、農業雇主から情報を収集する。

他方、「郡レベルの企業形態データ」は3月12日を含む給料支払時現在の就業をもとに農業サービス業事業所のデータを報告する。

「雇用農業労働力調査」は、調査年のあいだにいくらかでも農業労働に従事した雇用労働者について情報を収集する。

「農業センサス」は労働支出および1年全体をつうじて雇用された労働者数についてのデータを報告するが、雇用にかんする大部分の行政データは毎月利用できる。

就業の対象期間が与える影響は、多分、就業が農業生産の季節性により影響されやすい無給従事者や雇用労働者に対してよりも、自営従事者あるいは農業経営者の数のばあい小さいであろう〔29〕。

事業所調査または農業雇主が提出する行政記録から収集される労働支出データは、一般に、対象期間として1年を用いているが、労働統計局の「失業保険計画が包含する雇用支出データ」は四半期ベースで報告される。

7. 公表されるデータ以外のその他のデータの利用可能性

本書において述べた諸源泉からの農業就業データの多くは公表される。もっと詳しい情報はコンピューター化されたファイルによって、あるいは、責任をもつ連邦機関に対する特別の請求によって利用できる。

個人記録の分析が可能なミクロレベルのデータは「10年ごとのセンサス」の1%ないし5%のサンプルおよび「人口現況調査」から入手できる。

「農業センサス」データはコンピューター化されたテープによって利用できるが、個人記録の分析は許可されない。

「農業部門生産性データ」、「経済分析局雇用・所得データ」、「社会保障計画の農業労働者統計」のようないくつかのデータ源は特別の要求によってのみ手に入れることができる。

参 考 文 献：

- (1) Agricultural Employment Work Group.
Agricultural Labor in the 1980's: A Survey with Recommendations. U. S.
Dept. Agriculture and Division of Agricultural Sciences, University of California,
Berkeley, May 1982.
- (2) Association of Farmworker Opportunity Programs. Toward an Equitable
CETA 303 Allocation Formula for Farmworkers: The Impact of Definitions,
Eligibility Criteria, and Data Bases. Washington, D. C., July 1978.
- (3) Ball, V. Eldon, "Measuring Agricultural Productivity, A New Look." Staff
Report. No. AGES 840330. U.S. Dept. Agr., Econ. Res. Serv., May 1984.
- (4) Coltrane, Robert. Immigration Reform and Agricultural Labor. AER-510. U.S.
Dept. Agr., Econ. Res. Serv., Apr. 1984.
- (5) Daberkow, Stan G. and Conrad F. Fritsch. "Agricultural Workplace Safety:
A Perspective on Research Needs." American Journal of Agricultural Econo-
mics, Vol. 61, No.4
[Nov. 1979]pp. 824-35.
- (6) Friedland, William H., Amy E. Barton, and Robert J. Thomas. Manufacturing
Green Gold: The Conditions and Social Consequences of Lettuce Harvest Mech-
anization. California Agricultural Policy Seminar Pub. No. 22.
Department of Applied Behavioral Sciences, University of California, Davis.
1978.
- (7) Gardner, Bruce L. "Minimum Wages and the Farm Labor Market," American
Journal of Agricultural Economics, Vol. 54, No. 3 (Aug. 1972) pp. 473-76.
- (8) Hayes, Sue Eileen. "The California Agricultural Labor Relations Act and
National Agricultural Labor Relations Legislation."
Seasonal Agricultural Labor Markets in the United States. Ed. Robert
Emerson. Ames, Iowa: Iowa State Univ. Press. 1984.
- (9) Holt, James S. and others. Toward the Definition and Measurement of Farm
Employment. Proceedings of a Workshop on Agricultural and Rural Data.
American Agricultural Economic Association and U.S. Dept. Agr., May 1977.

- (10) Krause, Kenneth R. Indirect Farm Labor and Management Costs. AER-496. U.S. Dept. Agr., Econ. Res. Serv., 1983.
- (11) Martin, Philip and Stanley S. Johnson. "Tobacco Technology and Agricultural Labor," American Journal of Agricultural Economics, Vol. 60, No. 4 (Nov. 1978) pp. 655-60.
- (12) National Commission on Employment and Unemployment Statistics. Counting the Labor Force. U.S. Government Printing Office, 1979.
- (13) Office of Management and Budget, Standard Industrial Classification Manual. U.S. Government Printing Office, 1972.
- (14) Pollack Susan L. The Hired Farm Working Force of 1983: A Statistical Profile. AER-554. U.S. Dept. Agr., Econ. Res. Serv., June 1986.
- (15) Rochin, Refugio. "Farmworker Service and Employment Programs," Seasonal Agricultural Labor Markets in the United States. Ed. Robert Emerson. Ames, Iowa: Iowa State Univ. Press. 1984.
- (16) Simunek, R. and L. Poirer. "Comparing IRS Farm Data Trends with USDA Measures of Farm Income," Economic Indicators of the Farm Sector, Farm Sector Review, 1982. ECIFS 2-1. U.S. Dept. Agr., Econ. Res. Serv., May 1983.
- (17) Smith, Leslie Whitener and Robert Coltrane. Hired Farmworkers: Background and Trends for the Eighties. RDRR-32. U.S. Dept. Agr., Econ. Res. Serv., Sept. 1981.
- (18) Somers, Dixie. "Occupational Rankings for Men and Women by Earnings," Monthly Labor Review. Vol. 97, No. 8 (Aug. 1974) pp. 34-51
- (19) U.S. Department of Agriculture, Economic Research Service. Economic Indicators of the Farm Sector, Farm Sector Review, 1983. ECIFS 3-2. Aug. 1984.
- (20) _____. Economic Indicators of the Farm Sector, Production and Efficiency Statistics, 1984. ECIFS 4-4. Feb. 1986.
- (21) _____. Measurement of U.S. Agricultural Productivity, A Review of Current Statistics and Proposals for Change. TB-1614. Feb. 1980.

- (22) U. S. Department of Commerce, Bureau of the Census. 1980. Census of Population. Occupation and Industry. Subject Reports, Vol. 2, Series PC 80-2-7 C, May 1984.
- (23) U. S. Department of Labor, Employment Standards Administration. "Interim Migrant and Seasonal Agricultural Worker Protection Regulations," Federal Register. Vol. 48, No. 71 (Apr. 12, 1983)
- (24) _____, Bureau of Labor Statistics. Employment and Earnings. Monthly.
- (25) _____, Employment and Training Administration. Comparison of State Unemployment Insurance Laws. Sept. 1983.
- (26) _____, "Migrant and Seasonal Farmworker Programs, Fiscal Year 1984 Proposed State Planning Estimates," Federal Register. Vol. 48 No. 157 (Aug. 12, 1983).
- (27) U. S. Department of Treasury, Internal Revenue Service. Agricultural Employer's Tax Guide—Circular A. Pub. 51. 1983.
- (28) _____, Farmer's Tax Guide. Pub. 225. Revised Oct. 1982.
- (29) Whitener, Leslie A. "A Statistical Portrait of Hired Farmworkers," Monthly Labor Review. Vol. 107, No. 6 (June 1984) pp. 49-53.
- (30) _____, "The Migrant Farm Work Force: Differences in Attachment to Farmwork," Rural Sociology, Vol. 50, No. 2 (Summer 1985) pp. 161-78.

付 録 — 標準産業分類 (S I C)

標準産業分類は事業所で行われる活動の種類によって事業所を分類するため、又、事業所にかんするデータの収集、製表、表示、分析を容易にするため、そして、連邦政府その他各種機関の収集する統計データ表示の統一性と比較可能性を促進するため開発された。

分類の構造は2桁、3桁、又は4桁の産業分類範疇によりデータを製表し分析することを可能にしている。

農業という産業の標準産業分類範疇は以下に示すような2桁、3桁、4桁の水準において明らかにされる。

- 01 Agricultural production—crops
 - 011 — Cash grains
 - 0111 Wheat
 - 0112 Rice
 - 0115 Corn
 - 0116 Soybeans
 - 0119 Cash grains, not elsewhere classified
 - 013 — Field crops, except cash grains
 - 0131 Cotton
 - 0132 Tobacco
 - 0133 Sugar crops
 - 0134 Irish potatoes
 - 0139 Field crops, except cash grains, not elsewhere classified
 - 016 — Vegetables and melons
 - 0161 Vegetables and melons
 - 017 — Fruit and tree nuts
 - 0171 Berry crops
 - 0172 Grapes
 - 0173 Tree nuts
 - 0174 Citrus fruits
 - 0175 Deciduous tree fruits
 - 0179 Fruit and tree nuts, not elsewhere
 - 018 — Horticultural specialties
 - 0181 Ornamental floriculture and nursery products
 - 0182 Food crops grown under cover
 - 0189 Horticultural specialties, not elsewhere classified
 - 019 — General farms, primarily crop
 - 0191 General farms, primarily crop
- 02 Agricultural production—livestock
 - 021 — Livestock, except dairy, poultry, and animal specialties
 - 0212 Beef cattle, except feedlots

- 0213 Hogs
- 0214 Sheep and goats
- 0219 General livestock, except dairy, poultry, and animal specialties
- 024 — Dairy farms
 - 0241 Dairy farms
- 025 — Poultry and eggs
 - 0251 Broiler, fryer, and roaster chickens
 - 0252 Chicken eggs
 - 0253 Turkey and turkey eggs
 - 0254 Poultry hatcheries
 - 0259 Poultry and eggs, not elsewhere classified
- 027 — Animal specialties
 - 0271 Fur-bearing animals and rabbits
 - 0272 Horses and other equines
 - 0279 Animal specialties, not elsewhere classified
- 029 — General farms, primarily livestock
 - 0291 General farms, primarily livestock
- 07 Agricultural services
 - 071 — Soil preparation services
 - 0711 Soil preparation services
 - 072 — Crop services
 - 0721 Crop planting, cultivating, and protection
 - 0722 Crop harvesting, primarily by machine
 - 0723 Crop preparation services for market, except cotton ginning
 - 0724 Cotton ginning
 - 0729 General crop services
 - 074 — Veterinary services
 - 0741 Veterinary services for livestock, except animal specialties
 - 0742 Veterinary services for animal specialties
 - 075 — Animal services, except veterinary
 - 0751 Livestock services, except services for animal specialties
 - 0752 Animal specialty services

- 0752 Animal specialty services
- 076—Farm labor and management services
 - 0761 Farm labor contractors and crew leaders
 - 0762 Farm management services
- 078—Landscape and horticultural services
 - 0781 Landscape counseling and planning
 - 0782 Lawn and garden services
 - 0783 Ornamental shrub and tree services

訳 者 あ と が き

1. ここに訳出紹介するのは、スタン G. デバーコウ、レスリー A. ワイテナー 共著『農業労働統計データの諸源泉（最新版）』農務省経済調査局農業・農村経済部、農業ハンドブック No. 658, 1986 年 8 月刊 (Agricultural Labor Data Sources: An Update, by Stan G. Daberkow and Leslie A. Whitener, Agriculture and Rural Economics Division, Economic Research Service, U.S. Department of Agriculture, Agriculture Handbook No. 658, Issued August 1986) である。

著者の 1 人スタン・デバーコウ氏は本書執筆時は合衆国農務省経済調査局農業・農村経済部所属、現在は同じく経済調査局天然資源部所属のエコノミスト、もう 1 人のレスリー・ワイテナー女史は現在、農業・農村経済部農村労働市場課所属のソシオロジストである。

2. 本書はアメリカ農業における就業、雇用、賃金の状況を示す多様な統計データが、それぞれどこからどのようにしてでてくるのか、それら相互の関連いかん、また、それらの間の相違ないしくいちがいは何に根ざすのかを統計データの諸源泉にさかのぼって詳説したものである。

アメリカ農業の労働力構成、雇用労働問題、労働者状態を解明するには、どこにどのような統計データが存在し利用できるのか、また、それらはどのような限界をもつものであるのかを統計利用者に教えてくれる。

3. これらについて解説を与えるなかで、著者はデータ源のもつ共通の難点として次の 4 点を指摘している。

すなわち(1)結果表章の地域的細別が限られていること、(2)サンプルサイズが小さいこと。(3)データ収集の回数が少ないこと、(4)調査結果に農業労働者の大きな部分が含まれていないこと、である。(1)は農業労働統計データの多くが、州ないしそれ以下のレベルにおいて利用不可能であることを指摘したもので、これは直接(2)と関連している。

とくに、近年のレーガンの「行革」による統計予算の削減のなかでサンプルサイズの縮小や調査内容の簡略化、報告回数の削減、結果報告の圧縮がつぎつぎと強要されている。著者の指摘するデータ源の難点の解決は一そうむずかしい状況である。

現在は、まさに Era of Dwindling Data Sources (データ源縮小の時代)——1983 年アメリカ農業経済学会年次大会共通テーマ——というにふさわしい。

さらに(4)は現在の農業労働統計データの体系が主としてメキシコからの膨大な不法入国農業労働者をとらえるものになっていないことを指摘したものである。

合衆国農業とくに果実・野菜部門をささえる決定的要素となっている証明書不所持の外

「国人労働者（undocumented alien workers）がアメリカの公式の統計データに殆んど含まれていないことは統計の信頼性にかかわる重大問題であって、統計データの利用上決して無視できない点である。

4. なお、本書の内容と直接に関連する報告資料として、日本統計研究所刊行の次の2つの翻訳資料もあわせて参照されたい。

(1) アメリカ農業労働者調査報告（1981年）〔The Hired Farm Working Force of 1981〕、統計研究参考資料No. 20、法政大学日本統計研究所、1984年12月

(2) アメリカ合衆国における農業労務請負制〔Farm Labor Contracting in the United States, 1981〕、統計研究参考資料No. 26、法政大学日本統計研究所、1986年12月

5. さいごに、日本語訳の本誌掲載を快諾された Leslie A. Whitener 女史および Stan G. Daberkow 氏に感謝する。なお訳出は喜多克己が担当した。

統計研究参考資料 No.29

1987年11月

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-02 東京都町田市相原町4342

TEL. 0427-83-2325・2326

発行人 伊 藤 陽 一